

# 規制改革要望について

規制改革会議 第2回WGご説明資料

H25. 3. 22

水力発電事業懇話会

# 1. 水力発電事業懇話会について

## 組織の概要

- 主に電力の卸供給業を営む企業9社で組織
- 昭和41年に発足し46年の歴史を持つ
- 総出力約61万kW, 135箇所を保有
- 年間約30億kWhの電力を供給
- 主な活動
  - ・省庁・外部団体への参加(研究会やWGなど)
  - ・意見提言
  - ・水力技術の情報共有

## 【要望1】 慣行水利権が設定されている箇所における 手続きの簡素化

未だ農業水利権に占める慣行水利権は多く、慣行水利権が設定された用水路に設置する小水力発電の需要が多くなることが今後予測され、慣行水利権下での水利権許可手続きの緩和を要望する。

現行の慣行水利権が設定された水路に、発電水利権を取得する場合の手続きは、以下の方法で行うよう国土交通省のガイドブックに示されている。

- 慣行水利を法定化して従属水利として取得する。
- 慣行水利権のまま、新規の発電水利として取得する。

## ○課題

- ・慣行水利権の法定化は、施設の整備や水利権の統合、取水量の年次報告などが伴うため、水利権者が法定化したがらない。
- ・新規発電水利権を取得する場合は、事前に要する河川環境調査の費用がかかり事業採算性が悪化する。

## ○手続きの緩和

- ・慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置については、河川からの取水量が増加しない場合、従属水利権並みの手続きで水利権が得られるよう手続きの緩和を要望する。

## ○農業水利権に占める慣行水利権の割合(かんがい面積ベース)

区分	施設数		かんがい面積		1箇所当り面積 (ha/箇所)
	施設数	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
許可水利権	22,964	20.2	1,605,585	<b>53.1</b>	<b>69.9</b>
慣行水利権	72,721	63.8	964,698	<b>31.9</b>	13.3
その他	18,226	16.0	455,339	15.0	25.0
計	113,911	100.0	3,025,621	100.0	26.6

## ○農業水利権に占める慣行水利権の割合(件数ベース)

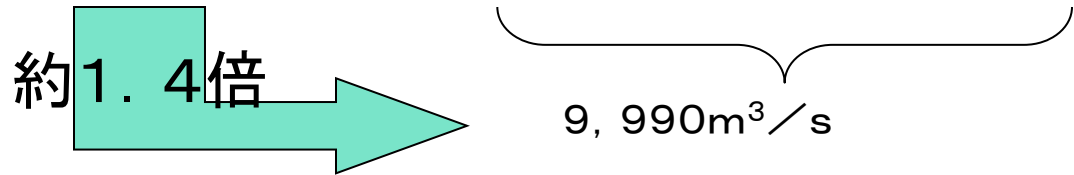
区分	許可水利権		慣行水利権		
	その他の の用水	農業用水	その他 の用水	農業用水	
				取水量表示あり	取水量表示なし
合計 140,214件	5,086件 (4%)	17,176件 (12%)	—	<b>117,952件 (84%)</b>	

約7倍



# ○農業水利権に占める慣行水利権の割合（取水量ベース）

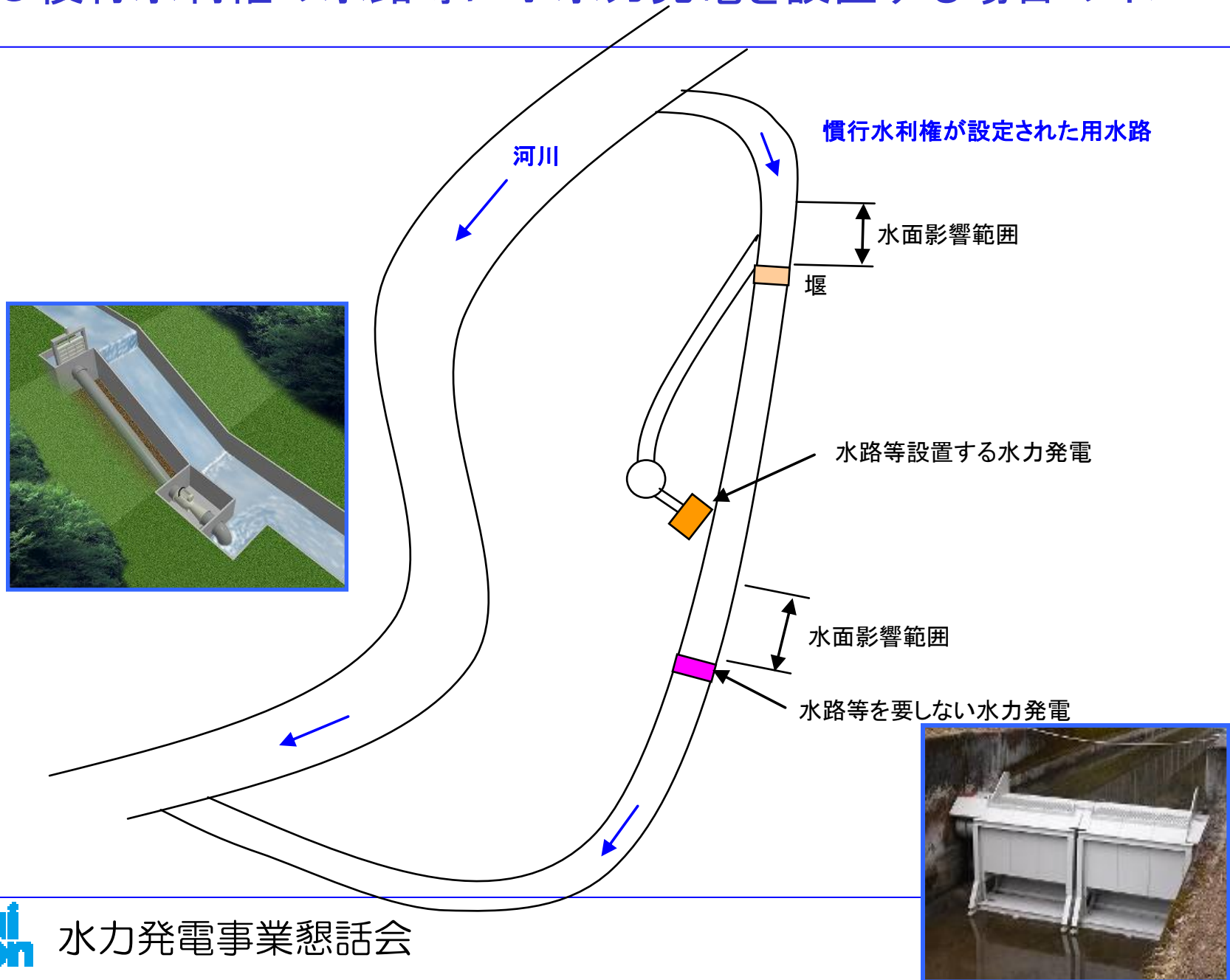
区分	許可水利権		慣行水利権		
	その他の用水	農業用水	その他用水	農業用水	
				取水量表示あり	取水量表示なし
かんがい面積	—	—	—	54万ha	69万ha
最大取水量	1, 592m <sup>3</sup> /s (※8. 6%)	6, 909m <sup>3</sup> /s (※37. 4%)	—	4, 386m <sup>3</sup> /s (※23. 7%)	※5, 604m <sup>3</sup> /s (※30. 3%)





**100ha未満かんがい面積の農業慣行水利権が多く残存している**

※「取水量表示なし」の農業慣行水利権につき、かんがい面積の比率から割り出した最大取水量の推定値並びに全体比率

# ○慣行水利権の水路等に小水力発電を設置する場合のイメージ図

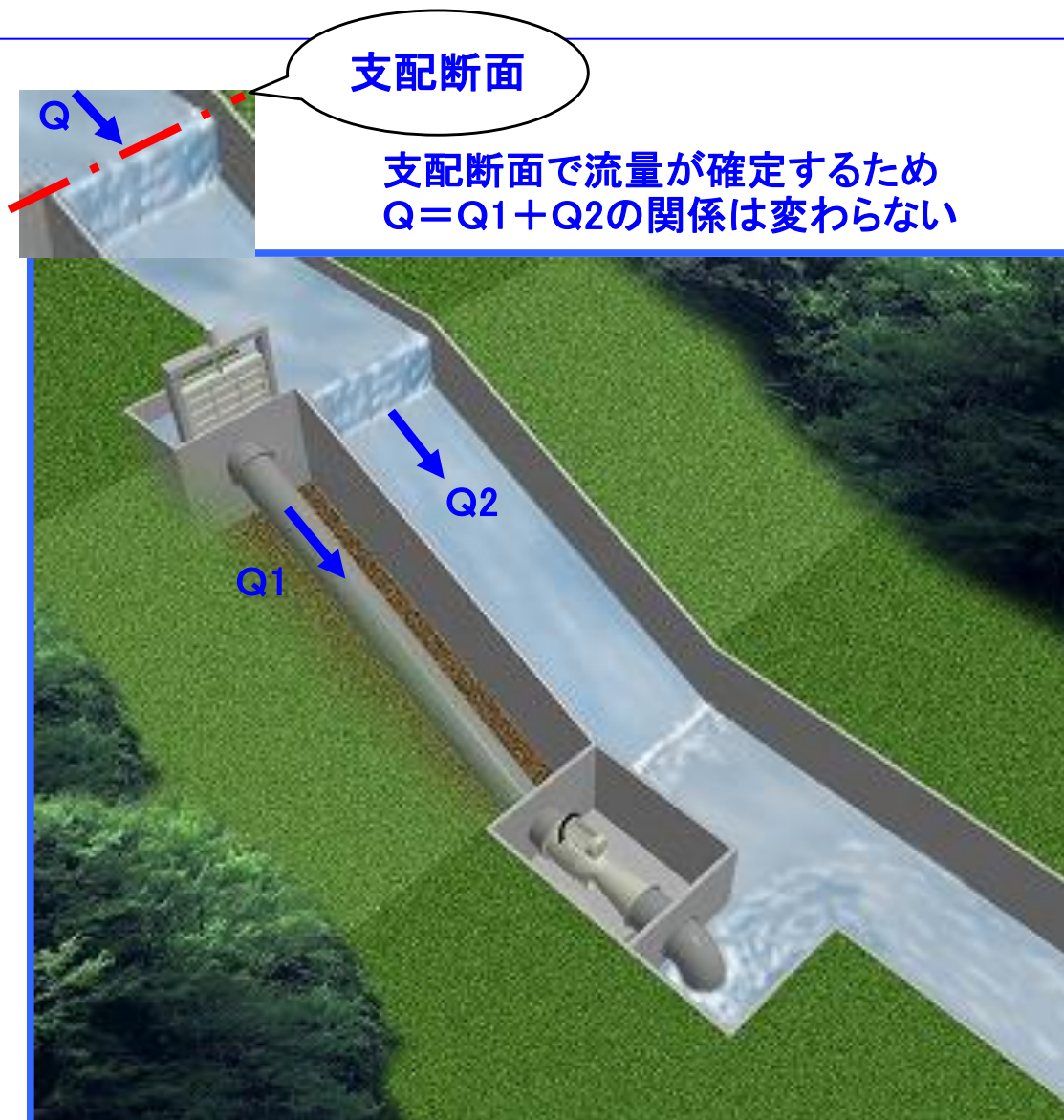


# 農業用水路に設置する小水力発電の水利権形態

親水利権の形態		許可水利権	慣行水利権に係る規制改革要望
発電型式	水路設置型 	従属水利	既設の水路に現状以上の取水がなされず  <b>調査・手続きの簡素化が可能</b>
	パイプライン敷設型 		<p>【取水量が増加しない場合】</p> <p>(例)用水路の上流に落差がある場合</p>
			<p>【取水量の増加もあり得る場合】</p> <p>(水位低下が許容内)      (水位低下が許容超) ⇒書類の簡素化不可</p>



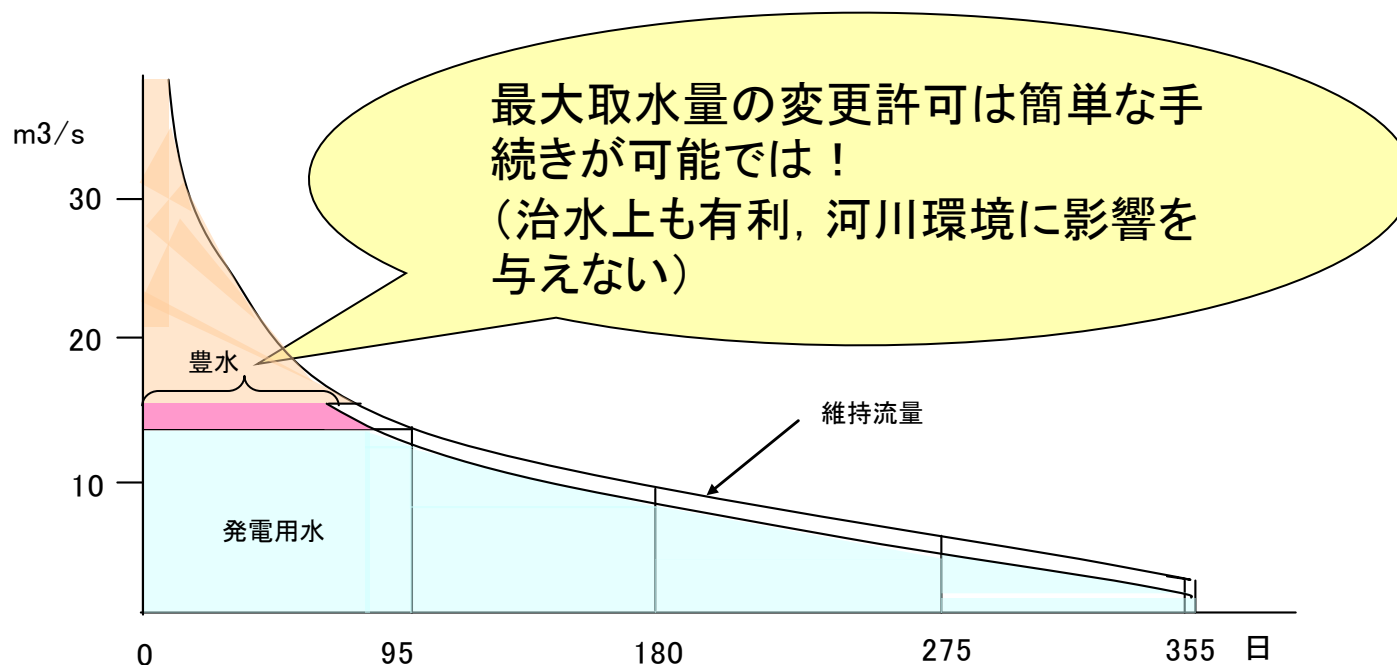
# 発電所設備の上流に落差工があるロケーション



## ○水利権申請に必要な主な書類

新規の水利使用	従属発電の水利利用	慣行水利権に係る規制改革要望 (書類有無の判断)
水力発電計画の概要	水力発電計画の概要	必要
発電に使用する水量の根拠	発電に使用する水量の根拠	同上
河川流量の確認資料	河川流量の確認資料	新たに河川から取水するものではないため不要
発電のための取水が可能かどうかの計算書	発電のための取水が可能かどうかの計算書	同上
治水・利水・環境への対策	治水・ <b>不要</b> ・環境への対策	同上
発電施設の構造計算, 設計図	発電施設の構造計算, 設計図	設備を設置する用水路との責任分解が確認されれば不要
関係河川使用者への同意書	関係河川使用者への同意書	新たに河川から取水するものではないため不要

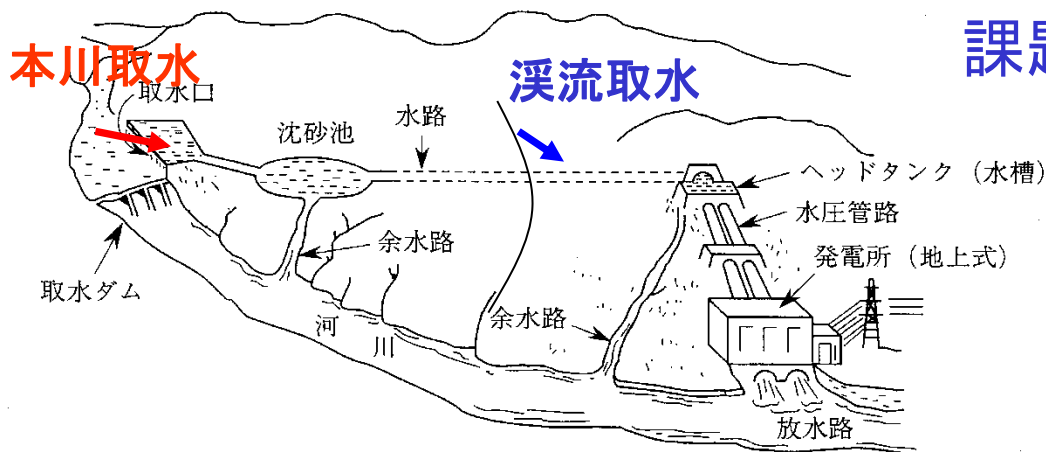
## 【要望2】 豊水時に取水する場合の水利手続きの簡素化



**課題:** 最大取水量の変更を行う場合の許可手続きは, 新規水利権取得並みの申請が必要とされる。

**状況:** 設備改修を行わずに取水量の増加が可能な発電所の個別具体例をもって, 今後河川管理者と協議する。

## 【要望3】 溪流から取水する場合の取水量管理の簡素化



課題：山間奥地に位置する溪流取水については、取水量をコントロールする施設が充実しておらず取水量の規制上求められる管理が困難なため取水を取り止めている。また、施設の拡充には費用がかかり過ぎる。

状況：溪流取水再開を望む事業者が多く存在する。

「小規模取水設備の取水管理について」(WGによって策定)の取り組みが摘要可能か具体例をもって、今後河川管理者と協議する。

## 【要望4】 変電所バンク逆潮流制限の緩和

### ○課題

再生可能エネルギーの普及に伴って、系統への送電量が増大し出力抑制が顕著となることが予想され、残された未利用エネルギーが有効に利用されない可能性がある。特に水力発電は開発までに期間を要するため、他の再生可能エネルギーの導入により接続が出来ないことも考えられる。

### ○対策案

変電所のバンク逆潮流制限の緩和を要望する。